

小千谷市ものづくり研究・開発支援事業補助金交付要綱

(令和元年5月31日告示第5号)

(趣旨)

第1条 本市は、新規性の高い製品の研究・開発を促進し、地場産業の活性化を図るため、市内の中小企業者が学術機関及び金融機関と連携し、新たな技術研究に取り組み、付加価値の高い新製品開発を行う事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者をいう。

2 この要綱において「学術機関」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国内における大学及び短期大学
- (2) 国内における高等専門学校及び高等学校
- (3) 新潟県が運営する研究機関
- (4) その他市長が認める機関

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学術機関の持つ研究シーズ等を活用し、又は学術機関と連携し、新たな技術研究に取り組む事業とし、事業計画書及び聞き取り調査などにより、技術面及び事業化面並びに波及効果の観点から審査し決定するものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者で、市税を完納しているものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除くものとする。

- (1) 謝金及び費用弁償
- (2) 旅費
- (3) 研修費及び指導費
- (4) 原材料費
- (5) 設備等借上料
- (6) 消耗品費
- (7) 委託費及び調査費
- (8) その他、本事業に必要と認められる経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 前項に掲げる経費に対し、国・県等から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象者が負担する経費の2分の1以内とし、一補助対象者について同一事業の補助金の交付対象とする期間に対して、100万円を限度とする。

2 前項の補助金の交付対象とする期間は、同一の事業について3年度を限度とする。ただし、2年目以降についても事業計画を審査のうえ交付・不交付の決定を行うものとする。

3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 登記事項証明書または営業証明書
- (4) 産学連携承諾書
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、規則第6条第1項に規定する決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第9条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成果書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費執行証拠書類
- (4) 産学連携証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定し、規則第10条に規定する補助金等確定通知書により当該補助業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付に関連して不正の行為があったとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間、保管しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金交付事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の小千谷市ものづくり研究・開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。